

お知らせ

平成 29 年 1 月 25 日から中間前金払制度を導入します

○中間前金払制度は、請負代金額の 4 割以内の前金払に追加して、請負代金額の 2 割に相当する金額の前金払請求できる制度です。

【中間前金払制度の概要】

1. 対象となる工事

- ・ 予定価格 250 万円以上の工事

2. 中間前金払の要件

- ・ 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- ・ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

3. 中間前金払の金額

- ・ 請負代金額の 10 分の 2 以内の額。ただし、当初支出した前金払の額と合計して請負代金額の 10 分の 6 を超えることができません。

4. 中間前金払は選択制

- ・ 部分払が対象の場合、中間前金払か部分払を受注者に選択していただくこととなります。

5. 支払いまでの流れ

- ・ 中間前金払の認定請求を工事監督員を通じて行います。
- ・ 工事監督員は、進捗状況について提出書類等により確認します。
- ・ 認定された場合、受注者は、保証事業会社と保証契約を締結し、保証証書とともに中間前金払の請求を行います。
- ・ 請求から 14 日以内に支払われます。

6. 適用の時期

- ・ 平成 29 年 1 月 25 日以後に指名通知を行う工事に係る入札から適用します。

平成 29 年 1 月 25 日

池田町役場企画財政課契約経理係

☎015-572-3112